秘密保護法 解説

第10回　国会による秘密情報の監視

秘密保護法対策本部委員　清水　勉（40期）

国会は「その他」！

特定秘密保護法（以下「保護法」という）の条文の特徴は，主語のほとんどが「行政機関の長」になっていること。秘密情報の指定・管理・利用・第三者提供について，大臣を盾に実体は官僚の権限を強化する仕組みになっている。

片や，行政監視が仕事のはずの国会はどういう位置にいるかというと，秘密情報の第三者提供を規定している第3章の中で，「その他」の提供先を規定した10条の1項1号イに規定されている。国権の最高機関として国政調査権を有する国会（憲法第41条，第62条）がである。

国会議員に対する官僚の不信感

国政調査権を規定した国会法第104条では，「各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため，内閣，官公署その他に対し，必要な報告又は記録の提出を求めたときは，その求めに応じなければならない」と規定するものの，政府は「その報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明」を出しさえすれば，拒否できる。

国会の地位の何と軽いことか。この軽さは何に由来するのか。それは，「議員は自分の都合で情報を部外者にしゃべる」という，官僚の国会（議員）に対する根深い不信感である。困ったことに，この不信感には根も葉もある。

また，国会の監視機能の強化は，保護法を前提としているとして消極的にみる向きもあるが，それは考え違いだ。保護法がなくても，これまでも秘匿性の高い情報はあり，国会に顕出されないで来た。官僚の情報支配を放置してよいはずがない。

対策として2つ考えられる。1つは国政調査権の強化，もう1つは特別委員会の設置である。前者はすでにある制度，後者は新たに作る制度である。

各議院の秘密会

国政調査権の強化についてみると，現在の秘密会の運営に関する規定に問題がある。国会法にも衆参両議院規則にも秘密会における秘密の確保に関する運用規定がほとんどない。これでは，官僚が秘密情報を衆参両議院の秘密会に提出しないのはやむを得ない。衆参両議院規則によって，秘密会の運営を厳格化する必要がある。具体的には，①秘密会の開催場所の限定，②知る者の範囲の限定，③資料持ち帰りの禁止，④場所外での言論活動の制限，⑤違反に対するペナルティ（懲罰）などである。附則10条で国会の秘密会に関する規定を設けているが，そこにいう「措置」の内容として上記のような事項が盛り込まれるべきであろう。

特別委員会の設置を

もう1つは，特別委員会の設置である。秘密会以上の厳格な運用により，より秘匿性の高い情報を国会に引き出すことができるようにすべきである。諸外国の特別委員会は情報機関の監視が主であるが，これに限定されるべき必然性はない。衆参両議院の議員で1つの監視委員会とすることで運営を安定化させる。機動的な活動と多面的な議論検討が可能になるようにするために，十数名から二十名程度が妥当ではないだろうか。委員構成は与野党のバランスを考える必要がある。突発的な問題に迅速に対応するために常設にしておくべきだ。

情報の秘匿性を確保するための「保護措置」としては，①会議の非公開，②委員会の開催場所の限定，③知る者の範囲の限定（委員と事務局職員のみ）（職員については，議員内の者による独自の適性評価を行う），④独立の事務局体制とその強化（内部告発の受付，職員による立ち入り調査権など），⑤議員について適性評価に替わる研修，⑥議員の懲罰・罰則などの検討と具体化が必要である。